

項目	内容
受付日	平成 22年 8月 20日
質問	保育士の生涯賃金が知りたい
回答 具体的な回答を提示した場合は、その回答事項を記入。データ、事例などを提供した場合は、提供した資料名を記入。	<p>以下の資料を提供した。</p> <p>[1]賃金構造基本統計調査第3巻 平成21年 厚生労働省編 厚生労働省(2010.6)</p> <p>[2]物価と生計費資料 労務行政研究所編 労務行政(2009.12)</p> <p>[3]雑誌記事「大手企業の給料」 4295号(2009.9.19) 週刊ダイヤモンド/ダイヤモンド社</p> <p>[4]雑誌記事「標準労働者の個別賃金傾向値」 賃金事情2589号(2010.7.5)/産労総合研究所</p> <p>[5]雑誌記事「標準労働者の個別賃金傾向値」 賃金事情2590号(2010.7.20)/産労総合研究所</p>
回答プロセス 調査に使った手段・方法を順を追って記入。	<p>当コーナーopac (http://rodoaichi.opac.jp/)で、「保育士」「生涯」のキーワードから所蔵資料を検索したがヒットしない。書棚に向かい、先ず賃金統計資料の定番と言える「賃金構造基本統計調査」を見ることにした。</p> <p>賃金構造基本統計調査第3巻には保育士の規模別年齢別賃金及び経験年数別年齢別賃金が掲載されているが生涯賃金と言う項目はない。</p> <p>その他政府関係及び民間の発行する賃金統計資料に一通り目を通すが該当は無い。もう少し広い範囲で情報収集するため、インターネット検索エンジン「Google」を利用し、「保育士」「生涯賃金」等で検索した。</p> <p>多数抽出されたサイトの中の一つに保育士の生涯賃金の記載らしきものを発見した。内容を確認すると保育士の生涯賃金データが掲載されていた。</p> <p>出典は週刊ダイヤモンド2008年9月13日号となっていた。この情報を頼りにNDLOPACの雑誌記事索引で資料の詳細を調べると「特集 給料 全比較」という賃金関係の記事が掲載されていることが分かった。週刊ダイヤモンドは当コーナーでは所蔵していない。</p> <p>そのため愛知県図書館の県内雑誌総合目録を頼りに所蔵を確認すると、愛知県図書館で所蔵していることが分かり、本件記事内容と当レファレンスの参考資料等について照会することとした。</p> <p>後に、愛知県図書館から、保育士の生涯賃金の掲載を確認できたこと、また、週刊ダイヤモンド4295号(2009.9.19)に同様の記事の記載があることなどの回答をもらう。資料の記事内容の詳細を聞くと、各職種別の生涯賃金が一覧表になっており、保育士の項目に〇〇円と記載されていることがわかった。</p> <p>データ資料としては、不十分かもしれないが、質問者に当該資料の情報を提供することとした。</p> <p>次に資料探索のアプローチの方法を変え、保育士の生涯賃金を探すのではなく、生涯賃金の算出方法に注目することにした。</p> <p>算出方法が分かればデータを基にして推計出来るのではないかと考えたからである。上記[4]雑誌記事「標準労働者の個別賃金傾向値」賃金事情2589号の情報から生涯賃金の算出方法に賃金傾向値を使用する方法があることを知る。</p> <p>『賃金事情』では毎年業種別の賃金傾向値を連載しており、(保育士の賃金傾向値は掲載されていない。)算出方法は『賃金構造基本統計調査』の勤続年数別、年齢別データにより職種別に賃金傾向値を推計している。そこで、出版元の産労総合研究所に保育士の生涯賃金の推計が出来るかを問い合わせしてみたが、結論は困難ということであった。理由は、推計値を算出するに当たり勤続年数別の賃金データが必要となり「賃金構造基本統計調査」に保育士の勤続年数別年齢別賃金のデータがないためである。経験年数別賃金の記載があるので代用できないこともないが、勤続年数を経験年数に読み替えたとしても、経験年数の「15年以上」のデータが1つだけなので、15年～40年の間が同一の賃金額となってしまう、推計値としては不十分であるということであった。</p> <p>また、民間の労働調査機関である労務行政研究所も2009年まで「賃金構造基本統計調査」を基に業種別の「新賃金傾向値表」を発行していたので、同様に問い合わせしてみたが、同じく困難であると回答をもらった。</p> <p>ただし、生涯賃金を算出する方法に賃金傾向値以外の算出方法もあり、労務行政発行の『物価と生計費資料』(当コーナーで所蔵)にその内容が記してあると情報をもらった。当該資料の内容を確認すると「生涯賃金」算出方法の記載があった。</p> <p>以上から、質問者には週刊ダイヤモンドの記事と併せて『物価と生計費資料』から生涯賃金の計算方法と推計に必要な賃金構造基本統計調査の保育士の賃金データを提供することとした。</p>
調査種別	事実調査
質問者区分	社会人